

専門業務型裁量労働制・企画業務型裁量労働制の対象労働者の平均労働時間・労働時間の分布

10時間以下計:68.1%

10時間以下計:68.3%

12時間超計:45.2%

12時間超計:8.8%

単位: %

		合計	平均 (時間:分)	7時間以下	7時間超8時間以下	8時間超9時間以下	9時間超10時間以下	10時間超11時間以下	11時間超12時間以下	12時間超13時間以下	13時間超14時間以下	14時間超15時間以下	15時間超16時間以下	16時間超17時間以下	17時間超18時間以下	18時間超
専門業務型 裁量労働制	最長の者	100.0	12:38	7.3	3.5	3.2	8.3	8.9	15.5	12.3	12.0	6.7	5.4	5.8	2.7	8.5
	平均的な者	100.0	9:20	9.9	13.6	21.7	23.1	12.6	8.4	4.6	2.7	1.7	0.8	0.3	-	0.5
企画業務型 裁量労働制	最長の者	100.0	11:42	7.6	2.4	4.3	10.7	13.0	16.8	16.4	11.7	7.2	2.2	2.8	1.8	3.1
	平均的な者	100.0	9:16	8.3	10.8	23.8	25.2	13.8	9.1	5.4	2.0	0.7	-	0.5	0.1	0.1
一般労働者	最長の者	100.0	11:11	40.2				15.2	15.5	11.0	6.5	3.7	3.5	1.4	0.9	2.0
	平均的な者	100.0	9:37	71.6				12.8	7.7	3.7	1.5	0.7	1.0	0.4	0.2	0.4

12時間超計:29.0%

12時間超計:7.9%

(注1)表は調査対象期間における1日当たりの労働時間の平均を示したものの。

(注2)最長の者 :調査対象期間における労働時間が最長の者のこと

平均的な者:調査対象期間における労働時間が平均的な者のこと

(注3)一般労働者の10時間以下のデータの区分ごとの事業場の割合は、統計上集計を行っていない。

1日の法定時間外労働の実績（一般労働者）（平均的な者）

①. 全体

	合計	2時間以下	2時間超3時間以下	3時間超4時間以下	4時間超5時間以下	5時間超6時間以下	6時間超7時間以下	7時間超8時間以下	8時間超9時間以下	9時間超10時間以下	10時間超11時間以下	11時間超12時間以下	12時間超13時間以下	13時間超14時間以下	14時間超15時間以下	15時間超	平均（時間：分）
合計	9,449	6,762	1,214	729	348	141	65	96	34	22	8	7	7	2	5	9	1:37

※本調査においては、一般労働者（1年単位の変形労働時間制の対象労働者及び限度基準適用除外業務等に従事する労働者以外の労働者）の法定外労働時間の実績を調査したもの。

（出典：平成25年労働時間等総合実態調査 原票より抜粋）

1週の法定時間外労働の実績（一般労働者）（平均的な者）

	計	15時間以下									15時間超					平均 (時 間: 分)	
		2時間 以下	2時間 超4時 間以 下	4時間 超6時 間30 分以 下	6時間 超8時 間以 下	8時間 超10 時間 以下	10時 間超 12時 間以 下	12時 間超 13時 間以 下	13時 間超 14時 間以 下	14時 間超 15時 間以 下	15時 間超 16時 間以 下	16時 間超 18時 間以 下	18時 間超 20時 間以 下	20時 間超 25時 間以 下	25時 間超 30時 間以 下		30時 間超 え
合計	97.9	63.8	11.2	10.2	5.0	3.7	1.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.6	0.3	0.3	0.2	0.3	2:47

1 箇月の法定時間外労働の実績（一般労働者）：（平均的な者）

	計	45時間以下								45時間超						平均 (時 間: 分)
		10時 間以 下	10時 間超 15時 間以 下	15時 間超 20時 間以 下	20時 間超 25時 間以 下	25時 間超 30時 間以 下	30時 間超 35時 間以 下	35時 間超 40時 間以 下	40時 間超 45時 間以 下	45時 間超 50時 間以 下	50時 間超 60時 間以 下	60時 間超 70時 間以 下	70時 間超 80時 間以 下	80時 間超 100時 間以 下	100時 間超 え	
合計	98.3	72.6	7.0	6.3	4.3	3.0	1.7	1.8	1.7	0.4	0.6	0.2	0.3	0.1	0.1	8:05

(参考) 労働時間等総合実態調査の調査手順

事業場訪問

- 通常の監督指導と同様に、予告なく調査対象事業場を訪問



聞き取り調査

- 労働時間等の状況を聞き取り



裏付け確認

- 聞き取りと併せて、労務管理書類（※）を直接確認し、聞き取った内容の裏付けを取る。
（※）賃金台帳、労働時間記録（タイムカード等）、36協定、労使委員会の決議、就業規則など



調査結果に基づく指導

- 調査結果から労基法違反が認められた場合は、通常の監督指導と同様に、是正勧告を行う。

平成25年度労働時間等総合実態調査の集計業務の委託先

株式会社日本統計センター